理由書

本理由書は、桶川都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I 桶川都市計画区域における位置等

桶川都市計画区域に含まれる土地の区域は、桶川市の行政区域の全域です。

【桶川市:3・3・2駅東口通り線】

当該路線は、JR高崎線桶川駅の東口を起点として、県道鴻巣桶川さいたま線と交差し、 一般国道17号へ至る延長約580m、幅員25mの幹線街路です。

Ⅱ変更の理由

3・3・2駅東口通り線については、桶川市が新たに桶川駅東口駅前広場を定めることから、本路線の起点をこの駅前広場にあわせるよう移動し、延長を変更するものです。

また、本路線の都市計画決定後に、隣駅である北上尾駅が開業したことにより、最新の将来交通量の検証を行った結果、桶川駅へアクセスする本路線の交通量が、当初の想定より軽減することとなったことから、本路線の幅員を縮小変更するものです。

なお、変更後の幅員にあわせた規模番号とするため、路線の名称を3・4・2駅東口通り 線へ変更するとともに、車線の数を2と定めるものです。

Ⅲ 変更の内容

名称	延長	車線の数	幅員	内 容
3・4・2 駅東口通り線	約 480m	2	20m	 ・起点を移動し、延長を約580mから約480mとする。 ・幅員を25mから20mとする。 ・名称を3・3・2駅東口通り線から3・4・2駅東口通り線とする。 ・車線の数を2と定める。

IV 関連する都市計画

桶川都市計画道路の変更にとともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- 用途地域(桶川市決定)
- 道路(桶川市決定)